

令和元年度 第1回焼津市図書館協議会会議録

- 1 開催日時 令和元年6月14日(金) 午後2時～午後3時20分
- 2 開催場所 焼津市立大井川図書館展示室
- 3 公開可否 可
- 4 傍聴者 2名
- 5 出席者 (委員) (事務局)
- | | | | |
|-------|----|-------|------------|
| 岡本康夫 | 委員 | 石上 | 図書課長 |
| 油井きみ代 | 委員 | 成岡 | 焼津図書館担当係長 |
| 大畑涼子 | 委員 | 守屋 | 大井川図書館担当係長 |
| 村松晶子 | 委員 | 杉山 | 大井川図書館担当主査 |
| 中村康幸 | 委員 | 鈴木(愛) | 焼津図書館担当主査 |
| 宮津一恵 | 委員 | | |
| 大木由紀子 | 委員 | | |
| 大石正夫 | 委員 | | |

6 次 第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 教育長あいさつ
- (4) 図書館協議会委員自己紹介
- (5) 図書館職員自己紹介
- (6) 焼津市図書館協議会の概要及び令和元年度焼津市立図書館組織について
- (7) 議事
 - ① 会長及び職務代理者の選出について
 - ② 焼津市立図書館運営基本方針及び子ども読書活動推進計画(第二次)について
 - ③ 平成30年度図書館利用状況及び図書館事業実績について
 - ④ 令和元年度図書館事業計画について
 - ⑤ 「焼津市立図書館のあり方」について(案)
- (8) その他
 - ① 今後の予定について
- (9) 閉会

7 内 容 (要約)

(1)開会

事務局：(ご参集に対するあいさつと開会のあいさつ)

(2)委嘱状の交付

事務局：はじめに、委嘱状の交付を行います。委嘱状は、佐藤美代志教育長より交付いたします。教育長お願いします。お名前を呼ばれた方は、恐れ入りますがその場にお立ちください。

教育長：(委員委嘱状を交付)

(3)教育長あいさつ

教育長：本日はご出席をいただきありがとうございます。ただ今、委嘱状の交付をさせていただきました。任期は2年ということですが、お忙しい中、ご苦勞おかけしますがよろしくお願い申し上げます。子どもの読書離れということが言われていますが、焼津市では読書手帳「やいっちょ」を使って子どもの読書を推奨しています。この手帳1冊で100冊を記入できるのですが、昨年はこの手帳で10冊、千冊読んだ子がいまして、「スーパー読書マスター」として認定をさせていただきました。たいへん立派なことだと思います。また、大井川地区の小学校では授業の時間をいただき、職員が何って読み聞かせをしていると聞いています。今後も色々な面でご協力をいただきたいと思います。

(教育長退席)

(4)図書館協議会委員自己紹介

図書館協議会委員：(岡本委員より順に自己紹介)

(5)図書館職員自己紹介

図書館職員：図書課長より順番に自己紹介

(6)焼津市図書館協議会の概要及び令和元年度焼津市立図書館組織について

事務局：図書館協議会というのは、図書館法に根拠のある組織でございます。図書館法の中に、図書館の運営に関して館長の諮問に応じたり、図書館の行う図書館サービスについて館長に意見を述べたりする機関として図書館協議会を置くことができると定義されています。法律で、どんな人を何人置くかということをも市の条例で定めなさいとなっております、図書館法に基づいた市の条例が焼津市図書館条例で、その条例の中で図書館協議会を置くとしています。図書館協議会の委員につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている方、学識経験のある方をお願いする、委員の任期は2年、10人以内で置くということになっています。このように、法律や条例、条例規則に基づいて行っているものですが、皆さんのごつくばらんご意見をいただきたいと思います。続きまして、1ページの下欄、図書館予算概要です。令和元年度予算ですが、市の財政も非常に厳しい状況であり、焼津市第6次総合計画に基づき、「子ども・子育て支援」

「健康で生きがいのある暮らしの実現」「観光交流の推進」の3つの重点施策がありまして、そこに重点的に予算が配分されております。図書館が入っている社会教育は含まれないということで、図書館費については現状維持の状況です。図書館整備費というのは、図書資料購入費、資料についての内容データの作成費が主なものです。続いて、視聴覚教育振興費は、視聴覚資料の購入、資料内容データの作成費が主なものです。予算額自体は毎年ほぼ同額です。読書普及事業費は、各種講座や講演会、6～7か月児検診時に親子に本を1冊プレゼントする、ブックスタート事業に係る費用が主なもので、予算額はほぼ同額です。大井川図書館施設管理費の増額は、令和元年度に行う、外壁等改修事業等に係る費用分です。

(7) 議事

○会議の成立について

事務局：それでは、ここから議事に入らせていただきます。只今出席されている委員は、9名中8名で過半数に達しており、焼津市図書館条例施行規則第14条第2項の規定により、本会議は成立しております。会議の終了時間は、概ね3時30分頃を目安とさせていただきます。なお、委員の皆様の発言につきましては、会議録として図書館のホームページに掲載されますことを、ご了解いただきますようお願いいたします。

①会長及び職務代理者の選出について

事務局：それでは、最初に「次第6（1）会長及び職務代理者の選出について」でございます。「図書館条例施行規則第13条第1項に、焼津市図書館協議会に会長を置き、委員の相互によりこれを定める」となっています。どなたかご意見、いかがでしょうか。

大畑委員：行政や民間職責の経験の長い、岡本委員をお願いします。

事務局：岡本委員にという声がありましたが、いかがでしょうか。ご異議のある方はいらっしゃいますか。

（異議なし）

事務局：異議なしということで、それではこれ以降の議事運営につきまして、会長として岡本委員をお願いします。岡本委員、会長席へお願いします。

岡本会長：ただ今、会長に推薦いただいたということで、自分なりに頑張りたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いします。焼津市の図書館がどうしたら良くなるのか、今以上に地域に根差した、生涯学習の拠点として広く使われるような図書館にするため、皆さんと考えていきたいと思います。

事務局：それでは、議事に入ります。職務代理者の選出ですが、焼津市図書館条例施行規則第13条第4項により、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する」と定められていますので、私のほうで指名します。私としましては、焼津市の子育てコンシェルジュをやられていて、子どもの発達や心理についても精通していらっしゃって、現職の時は保育園で児童の育成をされてきた大畑委員に職務代理をお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

岡本会長：それでは、職務代理者は大畑委員にお願いしたいと思います。

②焼津市立図書館運営基本方針及び子ども読書活動推進計画（第二次）について

議長：それでは議事に入ります。次第6の(2)「焼津市立図書館運営基本方針及び子ども読書活動推進計画（第二次）について」、事務局の説明を求めます。

事務局：「焼津市立図書館運営基本方針」についてご説明いたします。お手元の資料をご覧ください。この方針は平成24年12月の文部科学省の告示、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を受けて、平成28年8月に策定し公表しました。この方針での焼津市立図書館の基本理念は、「生涯学び、人と地域が育つ、つなげる図書館」です。この基本理念に基づき、基本方針を「をつなげる図書館」、「本と本」をつなげる、「人と本」をつなげる、「人と人」をつなげる、「人と地域」をつなげる、「本と地域」をつなげると策定しました。それぞれの基本方針に基づき取組み方針を定めております。後程説明いたします、図書館の各種事業はこの取組み方針に基づいて実施しているものです。続いて、「焼津市子ども読書活動推進計画（第二次）」についてご説明します。「焼津市子ども読書活動推進計画（第二次）」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条の規定に基づき策定しました。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、県の「静岡県子ども読書活動推進計画(第二次)」を基本にしています。計画期間は平成26年度から平成35年度までの10年間になります。基本方針は3つあげています。1つ目は、子どもが本に親しみ、読書を楽しむことができるように、読書環境を整備・充実すること、2つ目は、子どもが本と出会うように、さまざまな読書機会を提供していくこと、3つ目は、子どもの読書活動の意義や重要性を広く啓発普及すること、です。これらの方針に基づき、焼津市立図書館では各種の事業を実施していますが、実施事業の概要につきましては、この後、担当から説明をさせていただきます。子どもの読書環境の推進のためには、図書館現場だけでなく、社会教育分野、学校教育分野、健康増進分野との緊密な連携が必要であります。今後も各方面のご協力をいただきながら、子どもが本に親しむきっかけづくりに努めてまいります。

岡本会長：事務局の報告が終わりました。何か質問等ございましたらお願いします。基本的にはこの運営方針とか読書推進計画というのは、国や県の指針に基づいて図書館全般で定めるということではなく、図書館が独自性を持って定めるというように考えていただければいいと思います。特になければ次に、次第6の(3)「平成30年度 図書館の利用状況及び図書館事業実績について」、事務局の説明をお願いします。

③平成30年度 図書館利用状況及び図書館事業実績について

事務局：それでは、平成30年度の焼津図書館・公民館図書室の利用状況について報告いたします。まず、お手元の資料の2ページ、3 平成30年度利用状況(1) 図書館の利用状況をご覧ください。焼津図書館の利用状況については①の表をご覧ください。開館日数は288日、貸出者数は131,898人、貸出点数は499,604点、来館者数は191,407人、新規登録者数1,564人、1日の平均貸出者数は458人、平均貸出点数は1,735点、コピーサービスは

3,642 枚、予約・リクエストサービス 64,584 件、レファレンスサービスは 2,291 件です。前年比につきましては右端の「比較」の列をご覧ください。貸出点数、来館者数、新規登録者数、コピーサービス、レファレンスサービス等が減少しておりますが、貸出者数、予約・リクエスト件数は増加しています。「レファレンスサービス」とは、図書館職員による調べ物のお手伝いなどを指しますが、平成 30 年度よりカウント方法を変更し、軽微なものを除いたため、大幅に減少しております。公民館の利用状況については、資料の 3 ページ、③の表をご覧ください。平成 30 年度の貸出者数は 9,873 人、貸出点数は 28,014 人、新規登録者数は 185 人、予約・リクエストサービスは 1,066 件です。前年度と比較しますとすべて増加しておりますが、特に公民館での予約・リクエストサービスの件数が伸びています。次に、4 ページの (2)、焼津図書館の地区別・年齢別の貸出者数については、①をご覧ください。こちらの集計に公民館は含みません。グラフ化したものは 5 ページをご覧ください。上段が地区別、下段が年齢別です。焼津図書館は主に焼津、豊田、小川、大富地区の方の利用が多く、年代別では 30 代以上が全体の 76% を占めています。6 ページ (3) は、資料別の貸し出し点数です。焼津図書館については①をご覧ください。こちらも公民館の資料は含みません。一般書は 271,042 点、児童書は 165,273 点、郷土資料、参考図書は 1,036 点、視聴覚資料は 42,337 点、雑誌は 19,916 点、合計で 499,604 点の貸出がありました。焼津図書館・公民館図書室の利用状況については以上です。続きまして、平成 30 年度の大井川図書館の利用状況について報告いたします。まず、お手元の資料の 2 ページにお戻りください。②大井川図書館の表をご覧ください。開館日数は 290 日、貸出者数は 42,252 人、貸出点数は 190,127 点、来館者数は 119,409 人、新規登録者数 570 人、1 日の平均貸出者数は 146 人、平均貸出点数は 656 点、コピーサービスは 1,330 枚、予約・リクエストサービス 6,816 件、レファレンスサービスは 487 件です。前年比につきましては右端の「比較」の列をご覧ください。貸出者数、貸出点数、来館者数、新規登録者数、1 日平均貸出者数、1 日平均貸点数、コピーサービス、予約・リクエストサービスが減少しており大変厳しい状況となっております。唯一レファレンスサービスのみ増加しています。次に、4 ページ、(2) 地区別・年齢別の貸出者数については、②大井川図書館をご覧ください。グラフ化したものは 5 ページをご覧ください。上段が地区別、下段が年齢別です。大井川図書館は大井川地区の方が利用者の半数を占めています。年代別では 30 代以上が全体の 79% を占めています。次に、7 ページは、資料別の貸出点数です。一般書は 96,486 点、児童書は 68,490 点、郷土資料・参考図書は 147 点、視聴覚資料は 11,231 点、雑誌は 13,773 点、合計で 190,127 点の貸し出しがありました。大井川図書館の利用状況については以上です。次に、平成 30 年度の事業実績について報告いたします。資料の 8 ページ、4 平成 30 年度実施事業をご覧ください。まず、(1) 焼津図書館から報告いたします。焼津図書館では、子ども向けの講座・事業を 19 件実施しました。新規事業として、6 番「ぴよぴよおはなし会」、13 番「焼津謎解きゲーム」を行いました。「ぴよぴよおはなし会」は、平成 30 年 5 月から毎月第 4 木曜日に、ウェルシップの子育てサポートルームに職員 2 名が出向いて、絵本の読み聞かせや、あそびうたやわらべうたを一緒に楽しむ形で、今年度も引き続き開催しています。「焼津謎解きゲーム」は、市内の小学 5 年生を対象に、市役所若者倶楽部との共催で、閉館後の図書館と八雲記念館で開催しました。普段図書館を利用し

ていない子どもも多く参加し、図書館のPRにもつながりました。こちらも好評につき今年度も開催予定ですが、対象を小学校低学年向けとし、来週から参加受付が始まります。大人向けの講座・事業としては12件、その他の事業を6件実施しました。新規事業として、24番「英文多読講座」、25番「健康づくりミニ講座」、26番「図書館講座『はじめての布の絵本づくり』」、33番「新聞記事データベースの活用」、37番「『ちびっこタイム』の実施」を行いました。「はじめての布絵本づくり」は、福祉の知識を生かし、図書館協議会の委員でもある原川先生に講師を務めていただき開催しました。37番の「ちびっこタイムの実施」は平成31年2月から開始し、今年度も継続しています。「あかちゃんおはなし会」を実施する第2、第4水曜日の午前10時から11時30分まで行っています。これは、小さなお子さんを連れた保護者が気兼ねなく利用できるようにするためのもので、館内で音楽を流し、ボランティアがおはなしコーナーに常駐して、保護者が本を探したりお手洗いにいったりする少しの間、お子さんをみてもらうことができるようにしているものです。焼津図書館については以上です。引き続き大井川図書館の事業実績を報告します。お手元の資料10ページをご覧ください。大井川図書館では今年度、子ども向け事業を16本、大人向けの事業を5本、その他の事業を4本計25本の事業を実施しました。その中で主なものを説明します。2番、3番の「おはなしのへや」については、乳幼児向け、幼児・児童向けにボランティアの方と図書館職員で開催をしてきました。4番目の「親子ニコニコやいづっこべや」は乳幼児を連れた親御さんが気軽に図書館を利用できるように展示室を開放し、ゴザを敷いて親御さんや乳幼児にお薦めの本やおもちゃを置いたコーナーとなります。多少お子さんが騒いでも、他の図書館利用者様の迷惑にならないため、毎年好評を得ています。展示室の使用状況を見ながら昨年度同様、春と秋に合わせて約4ヶ月半展示室を「やいづっこべや」として開放しました。利用者は1,092人と昨年度より大幅に増えています。5番目は子ども読書週間に因んだ「おおいがわおはなしフェスタ」という事業ですが、「おはなしのへや in ミュージコ 2018 春」は、平成29年度に引き続き大井川文化会館ミュージコと共催事業ということで開催しました。大井川図書館で日ごろから読み聞かせボランティアをやっている「おはなしのへや」の方々をお願いをしまして、劇や歌あそび大型絵本の読み聞かせなどを行っていただきました。天候に恵まれ、180名と多くの方に参加いただき、平成29年度を上回る参加数となりました。この共催事業とは別に、「おはなしのへや」の方々には夏と冬に9番目の「おはなしのへや夏のスペシャル版」や12番目の「おはなしのへやクリスマス会」で劇やパネルシアターなどを行っていただきました。新規事業としては、6番の「おはなしのへや小学校読み聞かせ会」を実施しました。これは大井川地区にある3つの小学校にご協力をいただき、各クラスで1時限をいただいて、「おはなしのへや」の方々とは別に図書館職員がおはなし会を行いました。6月19日は大井川南小学校、11月6日は大井川西小学校、11月9日は大井川東小学校に伺いました。次に、15番、21番の折り紙講座です。季節の行事に因み子ども向けには節分の折り紙飾り、一般向けにはひな祭りの折り紙飾りを作成しました。また、関連書籍の紹介もさせていただきました。25番の初めての手話講座は、「焼津市手話言語条例」が平成30年4月からスタートし、市として手話普及の政策を展開していることがあり手話の理解や学びの機会を提供する目的で実施しました。17番は小泉八雲記念館主催の事業ですが、焼津市・大井川町合併10周年

記念事業として開催しました。大井川地区の方にも小泉八雲の朗演を觀賞していただきました。続きまして12ページをご覧ください。両館共通と記載した、市立図書館としての事業実績を報告します。新規事業として、24番、25番福祉施設等への図書館資料団体配送事業と放課後児童クラブへの図書館資料団体配送事業があります。この事業は図書貸出数が伸び悩んでいる状況のため、焼津図書館では「複合型サービス ごんべえ」、「保育園 たあそび」、「長者の森」の3施設、大井川図書館では大井川東小学校の放課後児童クラブに、定期的に30冊～100冊の本を貸出し、施設に本を届けるサービスです。10番の「アシストサービス」とは、一つ目として、平成29年9月に全国的な視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」に加盟したことにより、他の図書館などが作成した録音図書のデータをダウンロードし録音図書として作成できるようになったため、希望される視覚に障害がある図書館利用者に提供することと、二つ目として、身体が不自由な方を対象に図書館資料を無料で郵送するものです。それにより、図書館に来られない方、文字の本を読むことが困難な方にも資料を提供するというサービスです。平成30年度にアシストサービスを利用された方は、録音図書については、延べ59人、223点の利用があり、郵送サービスについては、視聴覚資料は延べ41人95点、図書資料が延べ15人に116冊の資料を貸し出しました。次に、11、12、13番ですが、平成27年7月から小学生を対象に配布している読書手帳「やいっちょ」については、手帳1冊につき100冊分の読書を記録できるもので、1冊達成すると「焼津市読書マスター」に認定していますが、平成29年度に続き読書手帳10冊を超える児童が6名いましたので、「スーパー読書マスター」に認定し、平成30年1月に認定証授与式を行い、教育長から認定証を渡していただきました。14番図書館講演会は静岡市出身の作家、諸田玲子さんをお招きして「語りかけてくる歴史」というテーマで講演会を開催しました。新聞での事前告知により、市外からも多くの方が来場しました。17番、静岡福祉大学附属図書館と共催の子どもたちに伝えたい「地域紙芝居展」については、小泉八雲や地域ゆかりの紙芝居作家の紙芝居、静岡福祉大学所蔵の貴重な戦時中の紙芝居、1954年3月1日に発生した第五福竜丸事件がモチーフの紙芝居など、私たちの身近にあって、子どもたちに伝えていきたい紙芝居を展示しました。焼津図書館で3週間、大井川図書館で2週間ずつ展示しました。紙芝居展終了後に改めて同大学附属図書館から紙芝居を借り受け、予約者に貸出しました。両館共通の事業について、報告は以上になります。

議長：事務局の説明は終わりました。質問のある方がありましたらお願いします。

(特になし)

④令和元年度事業計画について

議長：次に、次第6の(4)、令和元年度の図書館事業計画について事務局の説明を求めます。

事務局：令和元年度事業計画について報告いたします。16ページ、8、令和元年度焼津市立図書館事業計画」をご覧ください。焼津図書館の子ども向け講座・事業としては、定期的に行っている2番の「あかちゃんおはなし会」、平成30年5月から開始した4番の「ぴよぴよおはなし会」に加え、令和元年6月から、7番の「ぴよぴよこっこのおはなし会」を始めました。これは子育てサポートルームから依頼があったもので、毎月第2木曜日に和田公民館で行う子育て相談の前に、乳幼児とその保護者に読み聞かせや手遊びを楽しんでも

らうものです。また、5月には、8番の「文化センターゴールデンウイーク企画」を開催しました。図書館併設の焼津文化会館、焼津市歴史民俗資料館、焼津小泉八雲記念館との共催で、4館を回るバックヤードツアーやスタンプラリーなどを行ったもので、図書館としては大型連休中の来館者数は例年とそれほど変わりませんでした。他の施設には大きく効果があったようです。大人向けの講座・事業は、昨年度に引き続き24番の「健康づくりミニ講座」を予定しています。今年度は「熱中症」をテーマに、市の健康づくり課の管理栄養士健師を講師に招いて講座を開催します。図書館と行政との連携を図り、関連の図書について展示を行うことで貸出を増やす目的で開催します。その他の事業としましては、先程平成30年度の事業報告でも触れましたが、34番の「ちびっこタイムの実施」を継続しています。焼津図書館については以上です。引き続き、令和元年度事業計画の大井川図書館分について報告いたします。18ページをご覧ください。大井川図書館の子ども向け講座・事業としましては、「乳幼児向けのおはなしのへや」「幼児・児童向けのおはなしのへや」の読み聞かせを引き続き開催をしております。前回3月の図書館協議会で萩原委員からいただいたご意見を参考にして、「おはなしのへや」当日にホワイトボードにお話しの内容を表示するように改善しました。また、4番の「親子ニコニコやいづっこべや」は、春と秋の読書週間に合わせて開催していますが、前年同様、今年度も早めに開始することで期間を長く設定することができました。幼い子ども連れの保護者より大変好評を得ております。春は3月21日から5月30日の予定でしたが6月13日まで延長して開催しました。秋にも9月12日から11月中旬まで開催する予定です。次に6番「おはなしのへや小学校読み聞かせ会」についてですが、今年度も大井川地区の3つの小学校、大井川東、大井川西、大井川南の1時間の授業の時間を読み聞かせの時間としていただき訪問させていただきます。今月20日に大井川南小に読み聞かせのボランティアと図書館職員で訪問をします。2校については秋を予定しております。次に12番「こどもまつり」では今年度は幼児と保護者を対象にリトミックを行います。そして、大人向けの講座・事業としましては、文学講座などの講座を開催する予定です。大井川図書館については以上です。両館共通の事業につきましては19ページをご覧ください。8番の「出前講座の実施」については、公民館等に職員が出向き読み聞かせや乳幼児向けの本の紹介等を行うことにより、本への興味や新たな図書館利用者の獲得につながればと考えております。16番の「焼津市行政各部署と連携した事業PR及び関連資料の特集展示・貸出」については、男女協同参画週間に特集コーナーを設けたり、道路課主催のバス絵画展の展示スペースとして今後も行政各所と連携をし、図書館の存在価値を高めていきたいと考えております。以上で、令和元年度の事業計画の説明を終わります。

議長：事務局の説明は終わりました。この計画の中にある、行政との連携、行政も色々PRしなければならぬことがあるし、関連して図書を読んでもらうという企画は面白いですね。皆様から総じて何か質問、ご意見、提案がございましたらお願いします。

大畑委員：子育てサポートルームからお願いして、図書館から毎月1回「ぴよぴよおはなし会」ということで読み聞かせに来てもらっています。それに合わせて来館する親子が見られるようになりました。参加するのは1歳前の絵本を舐めたり投げたりするような子ども達で、お母さん達からは図書館へ行くことに足踏みしてしまい行かれないという声を聞き

ます。サポートルームで膝を突き合わせてわらべ歌や絵本を読んでもらっていて、中には勝手なことをしている子どもも見られますが、リズムの中には入っていて、少しの時間参加したと思えばハイハイして歩いたりする。こういうことが読書活動のスタートだと感じています。今日も、「図書館に行ったけど子どもが騒いってしまったから帰ってきてサポートルームに来た」というお母さんと話しましたが、始めはそういう感じだよ、焼津図書館で「ちびっこタイム」という時間を設けるようになったからそういう時に行ってみたら、とお伝えしました。新たに和田公民館で「ぴよぴよこっこおはなし会」をサポートルームと図書館で始めました。まだ認知度が低いようですが新たな機会ということでよろしく願いします。

⑤ 「焼津市立図書館のあり方」について（案）

議長：次に、次第6の（5）、焼津市立図書館のあり方について（案）、事務局の説明を求めます。

事務局：この図書館のあり方については大きく分けて、施設整備と機能に関すること、運営方法に関することの2点につきましてご協議いただきたいです。お配りしました資料には、これまでの経緯や各方面で協議されたことを要約してまとめております。現在焼津市では公共施設マネジメント基本計画について公共施設の再配備、将来に向けての最適化を検討しています。その中で、図書館の施設と運営についてのあり方の方針を今年度中にまとめることになっております。新年度から初めて委員になられる方がいる中でたいへん恐縮ですが、こういう状況にあるということをご理解いただければと思います。項目1から8までは、図書館の現状と取り巻く環境について触れている項目です。項目9についてはこれでの経緯を記載していますが、平成15年に地方自治法が改正され、公共施設に指定管理者制度が適応できるという流れがあり、焼津市でも適応できるかと検討することとなり、平成20年に図書館協議会の中で、図書館のあり方、運営方法についてご協議をいただきまして、その時点では直営が望ましい、というご意見をいただき、平成22年に教育委員会で承認されています。その後、平成20年頃に佐賀県の武雄市、神奈川県の大和市で指定管理者制度を導入してかなり話題になりました。つまり、焼津市が図書館のあり方を検討した後に指定管理者制度のブームがありましたので、それを踏まえた上で今回協議をいただきたい。背景には焼津市公共施設の再配備があるとご理解いただきたいと思います。まず、施設のあり方というのは、建て替えや移転というのは市全体の施設再配備の中で、資産経営課で進めていくものでありますので、この協議会では施設の機能、運営体制についてご意見をいただければと思います。運営体制については資料の8P、項目11に記載をしています。いずれにしても本日配付させていただきました資料をお持ち帰りいただき、中身について検討していただきまして次回の協議会の中でご意見をいただきたいと思いますと考えております。

議長：今、説明のありましたことについて、今年度まとめるのか、2年間をかけてまとめるのかを含めて皆さんで協議していきたいと思えます。焼津市の公共施設マネジメントというのは結構早く取りかかって、施設の運営を効率的にやっつけようとしていると記憶にあります。施設の再配備については、今、焼津図書館は文化会館や小泉八雲記念館等と共に文化の拠点として現在の場所にあるわけで、移転というのは考えにくいのかと思えますし、

資料の中には中央館的な施設を、と書かれていますが、市域を考えて、また、経費も掛かりますし、別に施設を設けることは考えにくいとも思います。図書館の機能的な部分について、皆さんで次回の協議会で議論して意見をもらいたいということですのでよろしくをお願いします。焼津独自の機能はこういうことがあるんじゃないかと、ということがありましたらぜひお願いします。委員の任期は2年ということですが、具体的に事務局では1年あるいは2年でまとめる、ということでありますか。

事務局：図書館全体の今後の取り組み、事業についてはこの2年間の協議の中でご意見をいただければと思います。施設の運営方法の方針については、公共施設マネジメント検討委員会に今年度中に報告することになっておりますので、過去の協議を踏まえた上で、今年度ご意見をいただきたいということです。たいへん恐縮ですが、協議会は年3回しか開いておりませんので、次回の時に運営方法、直営あるいは指定管理、委託等、方向性を示していただきたいと思います。第2回の協議会は今年8月を予定しております。

議長：資料の8P、項目11の運営体制について次回やっていきたいということですね。

事務局：運営体制については、民間活力の導入ということで、方法としてPFI、指定管理者制度、全部委託、一部委託ということが考えられます。PFIについては建設から管理運営ということが一つの形になりますので、今回は対象から外れます。指定管理者制度については、概ね3年から5年の間、民間事業者に施設の運営を委託するということであります。委託というのは全部の業務を委託する全部委託、それから、県内でも例がありますが、例えば受付など、業務全体の一部を委託する一部委託があります。県内では伊東市、御殿場市、牧之原市が受付部分は委託して、管理運営は直営で、という方法で行っています。浜松市、小山町は指定管理者制度を導入しています。例えば、牧之原市は土日のみ株式会社図書館流通センターに委託しています。指定管理として委託する場合、数年間委託された後、切替が発生しますので、同じ業者が委託を受ければ継続性がありますが、違う業者になれば継続性が途切れるなど9Pに記載してあるように問題点があります。焼津市の規模を考えると、どのような運営が望ましいかをご協議いただきたいです。

議長：今、事務局からいくつかの運営方法の説明がありました。9Pにメリット・デメリットの記載がありますのでご覧いただき、次回協議をしていきたいと思います。

中村委員：提案のコンセプトを教えてください。こういうふうにしたいというのは分かるのですが、コンセプトが分からないと、なぜそういうことをするのか、意見が出せません。

事務局：コンセプトというのは、焼津市の図書館の我々の求める姿ということでしょうか。これから皆さんのご意見をいただくにあたって、我々が焼津市の図書館をどうしたいかを発言するのはこの場ではどうか、と思ったので発言は控えさせていただきましたが、我々としては、平成20年の図書館協議会から直営で、とご意見をいただいているとおり、直営で運営していくのが望ましいのではないかと考えています。理由としては焼津市の規模がそれほど大きくない、今現在2館で上手く運営されている。危惧される点としては、指定管理が一時期もはやされた時期がありましたが、愛知県の小牧市では指定管理を導入しようとして直前に取りやめになった、茨城県守谷市では指定管理を導入していたが、直営に戻した、そういう事例が出てきております。図書館の継続性、公民館など社会教育

との連携をしている中では今の形が望ましいのではないかと考えます。

中村委員：焼津市の図書館をどうしたいか、だからそのためにはどうするのか、ということです。例えば借りる人を増やしたい、図書館蔵書を増やしたい、小中学校ともっと連携して図書館の利用を増やしたいとか、手だてを考えるには目的がはっきりしておかないと意見が考えられないかと思います。

事務局：規模の増大を求めているというよりも、図書館の利用増を、というのが一つにあります。公民館図書室との連携強化をしており、市民の身近な施設で本に触れられる活動という形がよいかと思います。もう一つは、市長から、大人になって必ず役に立つから焼津市の子どもにたくさん本を読ませるように、と指示をいただいております。

村松委員：直営を選んだ場合は教育委員会の所管になるのか、市長部局もありうる、ということ想定して考えていいのでしょうか。それから、ターントクルこども館にできる子ども図書館と、今の市立図書館と来る人の目的が違うのではないかと私は思っていますが、ターントクルこども館は指定管理制度を導入すると聞いています。それを頭に置きながら、市立図書館を考えたいと思っています。今後の展望を伺えれば、より良い協議ができるのではないのでしょうか。

事務局：所管については条例で教育委員会となるということによろしいかと思います。二点目については、ターントクルこども館の図書館は図書館法の図書館ではなく、市立図書館とは競合しないものです。我々としてはターントクルこども館の図書館で子どもが本に触れるきっかけができ、貸出はしない予定の施設のため、家でも本を読みたい場合には市立図書館にも来ていただいて利用していただくと。子どもが本に親しむ土台をつくるということは同じですので、連携を図っていきたいと思います。

議長：この案件につきましては、事務局の説明にありましたとおり、次回の協議会で委員からご意見をいただきたいとのことです。図書館の意見を参考にしながら、協議会としての意見をまとめたいと思います。私としては市域も狭いし人の移動もそれほど時間がかからないし、全面委託するとか指定管理をするとかのメリットをどこまで求めるのか。行政の効率化、経費削減との兼ね合いでどうするのかと考えられる部分がありますけれども、一つには生涯学習とか目に見えない部分での人に対する奉仕は、経費削減や効率化はなじませる部分もあればなじまない部分もあるのかと思います。人の育成は非常に時間がかかることであります。その中で図書館も中核的な役割があると考えます。委員の皆様には、次回ご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。その他、全般的にこの際、何かお聞きになりたいことやご意見がありましたらお願いします。ご発言もないようですので、以上で議事を終了し進行を事務局に戻します。

(8) その他

①今後の予定

事務局：岡本会長、ありがとうございます。以上をもちまして令和元年度 第1回焼津市図書館協議会の議事の部につきまして終了とさせていただきます。次に、その他、今後の予定ですが、今年度第2回の図書館協議会は8月に予定しております。日時、会場につきましては、後日あらためて担当からご連絡させていただきますので、ご出席をお願いします。

す。予定の時間になっておりますので、以上をもちまして、令和元年度第1回焼津市図書館協議会を終了とさせていただきます。本日はご出席をいただき、誠にありがとうございました。